

平成22年度町県民税等の申告相談が始まります

平成22年度 町県民税・国民健康保険税の申告相談が2月16日(火)から始まります。
年金受給者等の還付申告は2月12日(金)に受け付けします。

申告には次のものが必要ですので、必ず持参してください。

1. 農業・営業・不動産等の所得金額の計算に必要な一年間の収入や支出が分かる書類
○収入内訳書・通帳・領収書 など
2. 給与・公的年金の源泉徴収票
3. 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、生命保険料・地震(損害)保険料等の支払証明書
4. その他、申告に必要な書類
○個人年金や生命保険満期等の受け取り金額の分かる書類や支払調書など
○医療費控除を受ける方は、医療費の領収書(レシート)や保険金等で補てんされた金額が分かる書類・通帳など(個人別、病院〔医院〕・薬局別に集計して持参してください。)
○税務署から送付された確定申告書等の書類
5. 印鑑



- ◆前年中に収入がなかった場合でも、所得・課税(非課税)証明書等の発行、児童手当の支給資格認定および国民健康保険税の軽減判定等に必要ですので、申告をされるようお願いします。
- ◆所得税の確定申告がお済みの方、税務署で所得税の確定申告をされる方は、町県民税・国民健康保険税の申告は必要ありません。
- ◆町県民税の住宅ローン控除については、平成21年から入居した一定の方が対象となります。適用を受ける際に「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出の必要はありません。また、平成11年から平成18年末までに入居した方で、平成21年度まで市区町村へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出されていた方についても、平成22年度から原則として必要がなくなりました。
- ◆所得税を口座振替で納付される方や還付金の受取が見込まれる方は、本人名義の預金通帳とその印鑑を持参してください。
- ◆申告の対象は平成22年1月1日現在、鬼北町に住所を有する方で、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの所得です。

平成22年度 申告相談日程表

| 月 日 | 曜 日 | 場 所 | 申 告 相 談 対 象 地 域 | |
|-------|-----|-------|-----------------------------|--------------------------|
| | | | 午 前 の 受 付 9:00~11:00 | 午 後 の 受 付 13:00~15:00 |
| 2月12日 | 金 | 近永公民館 | 年金受給者等の還付申告(9:30~12:00) | 年金受給者等の還付申告(13:00~16:00) |
| 2月16日 | 火 | 好藤公民館 | 西仲、吉波上 | 吉波中・下・奥 |
| 2月17日 | 水 | " | 柏田、清延、成藤 | 平井中、田丸、沖、小坂 |
| 2月18日 | 木 | " | 沢松、東仲江利 | 東仲上・中・下 |
| 2月19日 | 金 | 愛治公民館 | 大宿権太・土屋・久保川 | 大宿稲屋・法師庵、生田上 |
| 2月21日 | 日 | " | 生田中・夫婦岩・下 | 清水上・西中・下 |
| 2月22日 | 月 | " | 清水東中、畔屋大平・申谷 | 畔屋重谷、西野々 |
| 2月23日 | 火 | 日吉支所 | 父野川中藤川・宮成・野々谷、父野川上大村・屋敷 | 父野川下上本村・音地・犬飼・川口 |
| 2月24日 | 水 | " | 父野川下下本村、日向谷出口・中屋敷・下中合・上中合・奥 | 上大野植勝・長瀬・栗ノ木下・栗ノ木上・堀切 |
| 2月25日 | 木 | " | 下鍵山1・2・3・4 | 下鍵山5・6・7・8 |
| 2月26日 | 金 | " | 下鍵山9・10・11 | 上鍵山下1・下2・上本村 |
| 2月27日 | 土 | " | 上鍵山巻・長谷・黒川上・黒川下 | 川上野地・上 |
| 2月28日 | 日 | 三島公民館 | 川上小越、延川長徳 | 久保、延川小野川・駄場 |
| 3月1日 | 月 | " | 川上古用、小松富町 | 小松中・安森・富東、下大野坂立 |
| 3月2日 | 火 | " | 小松清詰・富西、下大野御開山 | 下大野中・中尾坂・上 |
| 3月3日 | 水 | " | 下大野町・西・東・奥、広見藤野々・下 | 広見上・中・畦 |
| 3月4日 | 木 | 泉公民館 | 小倉川崎・町1・町2・上住 | 小倉下住・宮口・宮奥・轟、小西野々 |
| 3月5日 | 金 | " | 上川 | 岩谷、出目二谷喜来 |
| 3月7日 | 日 | " | 興野々芳・寺 | 興野々中・東 |
| 3月8日 | 月 | 近永公民館 | 牛野川、水分、北川1・2 | 北川3・4、成川1・2・3 |
| 3月9日 | 火 | " | 成川4、今在家 | 奈良中 |
| 3月10日 | 水 | " | 奈良下1・2・3、中野川下1 | 奈良下4・5・6・7、中野川下2・上 |
| 3月11日 | 木 | " | 中野川中・一の又、芝上、永野市舟木 | 芝中・下、永野市西山上・西山下 |
| 3月12日 | 金 | " | 永野市重ヶ森・下、近永本町 | 出目一1・2・3・4 |
| 3月13日 | 土 | " | 出目一5・峠・中島、出目二新田 | 近永新町 |
| 3月14日 | 日 | " | 近永南町・栄町 | 近永旭町(国遠団地を含む) |
| 3月15日 | 月 | " | 国遠、年則 | |

上記指定日に申告できない方につきましては、指定日以外の会場でも申告相談を受付いたします。
各公民館に詳細な「収支内訳書(農業所得用・一般用)の書き方」を置いておりますので、ご利用ください。
詳しくは、役場税務課課税管理係にお問い合わせください。☎45-1111 内線221、222、223